

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路 寝屋川分水施設 浄化ポンプ場水門補修工事

1. 随意契約理由

寝屋川分水施設は、寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、寝屋川上流部の洪水を下流に流さないよう止水を行い、太間排水機場まで導く寝屋川導水路へ分水する施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本浄化ポンプ場水門は、昭和 56 年に設置後 39 年が経過しており、老朽化が進行していることから、長寿命化計画に基づき、順次補修更新を実施し、施設の信頼性の確保と延命化を図ることとしている。

本工事は、本浄化ポンプ場水門の補修を行うものであり、当該水門の設計・製作技術において、製作者固有又は独自に開発した技術等が採用されていることから、工事を実施できる業者は、本設備の製作会社である株式会社酒井鉄工所から事業を継承した西田鉄工株式会社が唯一である。

よって、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。